

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	
〈4・1 揭示〉	1
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	
〈4・1 揭示〉	11

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第272条」を「第276条」に改め、「第12節 県立大学（第273条－第276条）」を削り、「第305条」を「第299条」に、

「第5章 職制

第1節 本庁及び出先機関の職制（第306条－第311条）

第2節 県立大学の職制（第312条－第314条）

を

「第5章 職制（第300条－第305条）」

に、「（第315条）」を「（第306条）」に改める。

第7条の表中

「

分権広域行政課	
---------	--

」

を削り、「危機管理課」を「危機管理・防災課」に、「地震・防災課」を「南海地震対策課」に、「医療業務課」を「医療政策・医師確保課」に、「医師確保推進課」を「医事業務課」に、

「

高齢者福祉課	地域ケア体制整備推進チーム
--------	---------------

」

を

「

高齢者福祉課	地域ケア体制整備推進チーム
	ねんりんピック推進室

」

に、「資源・エネルギー課」を「文化・国際課」に、「文化・国際課」を「まんが・コンテンツ課」に、「土佐・龍馬であい博推進課」を「龍馬ふるさと博推進課」に、「産地づくり課」を「産地・流通支援課」に、「流通支援課」を「地域農業推進課」に、

「

治山林道課	
-------	--

」

を

「

治山林道課	
新エネルギー推進課	

」

に改める。

第11条中「を行うため」を「を行うため、室戸市」に改める。

第14条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える

(5) 地方分権に関すること。

第21条第4号中「（高知女子大学学長の所掌に属する公務員宿舎を除く。）」を削る。

第25条第6号中「市町村の人材育成」を「市町村合併」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市町村への権限移譲に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第29条（見出しを含む。）中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に改め、同条第5号中「危機管理」を「危機管理及び防災行政」に改め、同条第18号を同条第20号とし、同条第10号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号中「災害派遣要請、自衛隊による土木工事等の施工等」を「災害派遣要請等」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。

(9) 高知県防災会議に関すること。

第30条（見出しを含む。）中「地震・防災課」を「南海地震対策課」に改め、同条第1号から第4号までを削り、同条第5号中「南海地震対策」を「南海地震対策その他地震対策（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第6号を同条第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

(3) 地震対策に係る防災訓練に関すること。

第30条第7号中「防災意識」を「地震対策に係る防災意識」に改め、同号を同条第4号とする。

第31条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第33条及び第34条を次のように改める。

（医療政策・医師確保課）

第33条 医療政策・医師確保課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保健医療計画に関すること。

(2) 医師確保に関すること。

(3) へき地医療、救急医療等に関すること。

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）、医師法（昭和23年法律第201号）及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）に関すること（医事業務課の主管に属する事項を除く。）。

(5) 医師会、歯科医師会等に関すること（医事業務課の主管に属する事項を除く。）。

(6) 保健師、助産師、看護師、准看護師等に係る看護行政に関すること。

(7) 理学療法士及び作業療法士に関すること。

(8) 歯科衛生士に関すること。

(9) 歯科技工士の免許に関すること。

(10) 臨床検査技師及び衛生検査技師に関すること。

(11) 診療放射線技師及び視能訓練士に関すること。

(12) 言語聴覚士に関すること。

(13) 衛生検査所に関すること。

(14) 高知医療センターに関すること（障害保健福祉課の主管に属する事項を除く。）。

(15) 自治医科大学に関すること。

(16) 幡多看護専門学校に関すること。

(17) 前各号に掲げるもののほか、医療政策及び医師確保に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

（医事業務課）

第34条 医事業務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療法、医師法及び歯科医師法に関すること（医療政策・医師確保課の主管に属する事項を除く。）。

(2) 医師会、歯科医師会等に係る団体指導及び公益法人制度改革に関すること。

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。

(4) 歯科技工士に関すること（医療政策・医師確保課の主管に属する事項を除く。）。

(5) 死体解剖に関すること。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に関すること。

(7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に関すること。

(8) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に関すること。

(9) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）及びあへん法（昭和29年法律第71号）に関すること。

(10) 薬物乱用防止に関すること。

(11) 花粉情報に関すること。

(12) 薬用植物に関すること。

(13) 防疫資材に関すること。

(14) 緊急医薬品のあっせんに関すること。

(15) 学校薬剤師の指導に関すること。

(16) 献血事業の推進に関すること。

(17) 薬剤師会その他の薬事に関する事業団体の指導に関すること。

(18) 前各号に掲げるもののほか、医事指導及び薬事に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第40条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第26回全国健康福祉祭こうち大会の開催に関すること。

第45条を次のように改める。

（文化・国際課）

第45条 文化・国際課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 部内の予算、組織及び定数に関すること。

(3) 部内の事務事業全般の見直しに関すること。

(4) 部内の事務の総合調整に関すること。

(5) 文化環境功労者表彰に関すること。

(6) 高知らしさあふれる文化の県づくりに関すること。

(7) 芸術文化の振興に関すること。

(8) 高知県文化賞に関すること。

(9) 美術館に関すること。

(10) 歴史民俗資料館に関すること。

(11) 坂本龍馬記念館に関すること。

(12) 県民文化ホールに関すること。

(13) 文学館に関すること。

- (14) 山内家歴史資料の保存及び活用に関すること。
 (15) 文化基金に関すること。
 (16) 高知県文化財団に関すること。
 (17) 土佐山内家宝物資料館に関すること。
 (18) 新たな県立文化施設の整備に関すること。
 (19) 国際交流の総合的推進に関すること。
 (20) 国際交流事業及び国際協力事業に関すること。
 (21) 高知県国際交流協会に関すること。
 (22) 旅券発給に関すること。
 (23) 前各号に掲げるもののほか、文化及び国際交流に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
 (24) 部内の他の課の主管に属しないこと。

第46条を削る。

第46条の2第1号中「振興」を「推進」に改め、同条第2号中「推進」を「振興」に改め、同条を第46条とする。

第48条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「高知工科大学」を「高知県立大学法人及び公立大学法人高知工科大学」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第53条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第73条第5号中「労働委員会」を「労働委員会の委員」に改め、同条第8号中「事業内訓練」を「事業所内訓練」に改め、同条中第19号を第20号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 地域職業訓練センターに関すること。

第74条第5号中「観光ビジョン」を「あったか高知観光条例（平成16年高知県条例第34号）に基づく観光ビジョン」に改め、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 国際観光の推進に関すること。

第75条（見出しを含む。）中「土佐・龍馬であい博推進課」を「龍馬ふるさと博推進課」に改め、同条中「土佐・龍馬であい博の」を「志国高知龍馬ふるさと博の」に改める。

第76条第9号を削り、同条第10号中「流通支援課」を「地域農業推進課」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第80条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号中「茶」を削り、同号を同条第14号とし、同条第16号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第81条（見出しを含む。）中「産地づくり課」を「産地・流通支援課」に改め、同条第4号中「食物教育」を「園芸農作物の流通及び販売促進」に改め、同条第5号を削る。

第82条（見出しを含む。）中「流通支援課」を「地域農業推進課」に改め、同条第1号中「園芸農作物の流通及び販売促進」を「集落営農の推進」に改め、同条中第5号を第10号とし、第2号から第4号までを5号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 中山間地域等直接支払制度に関すること。
 (3) 6次産業化の推進に関すること。
 (4) 農産物の加工の推進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (5) 茶の振興に関すること。
 (6) 食農教育に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第88条第1号中「（新生産システム）」を削る。

第90条の次に次の1号を加える。

（新エネルギー推進課）

第90条の2 新エネルギー推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エネルギーに関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (2) 環境学習の推進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 (3) 地球温暖化対策に関すること。
 (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
 (5) 知事の事務部局の所掌に属する庁舎等のエネルギーの使用の合理化に関すること。
 (6) 高知県グリーンニューディール基金に関すること。

第91条中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号から第19号までを5号ずつ繰り上げ、第20号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 高知県地域環境保全基金に関すること。

第91条第21号を同条第17号とする。

第91条の2中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

第94条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 漁業所得補償に関すること。

第103条中第12号を第14号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 水資源に関すること。
 (6) 電源立地地域対策交付金に関すること。

第107条第17号を削り、同条第18号を同条第17号とする。

第123条第2号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第144条中「試験、検査」を「試験検査」に改める。

第145条第3号中「技術指導」を「技術指導等」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域の保健、医療及び福祉に関する情報の収集、処理及び提供並びに調査研究に関すること。

第146条第1号を次のように改める。

(1) 総務企画課

第147条第1項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 高知県感染症情報センターに関すること。
 (4) 地域保健関係者の人材育成に関すること。
 (5) 地域の保健、医療及び福祉に関する情報の収集、処理及び提供並びに調査研究に関すること。
 (6) 食品衛生検査における検査等の業務管理に関すること。
 (7) 地域保健活動の評価に係る調査研究に関すること。

第147条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第189条の3第2号及び第189条の6第2号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第203条第2号中「事業内職業訓練」を「在職者の職業訓練」に改める。

第236条第9号及び第10号中「必要なこと。」を「必要な事項」に改める。

第250条の4第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第250条の5中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第254条第1項第18号中「高知駅前多目的広場」を「高知駅大屋根等施設」に改める。
 第255条第1項の表高知県須崎土木事務所の項中「河川砂防第一班 河川砂防第二班」を「河川砂防班」に改める。

第256条第4項第5号中「高知駅前多目的広場」を「高知駅大屋根等施設」に改める。
 第3章第12節の節名を削り、同章第11節中第258条から第276条までを次のように改める。

第258条から第276条まで 削除

第278条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。
 第291条第1項中「危機管理部危機管理課長」を「危機管理部危機管理・防災課長」に、「文化生活部資源・エネルギー課長」を「文化生活部文化・国際課長」に改める。

第294条中「置くことがある」を「置くことができる」に改める。

第300条から第305条までを削る。

第5章を次のように改める。

第5章 職制

（職の設置）

第300条 地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第5条の規定により、法令に特別の定めがあるもののほか、次条から第305条までに定める職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて所掌する職務に従事する。

（職員の職及びその職務）

第301条 職員（技能職員を除く。）のうちから命ずる職のうち、理事、部長、局長、副部長及び次長の職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
本庁	理事	知事の特命事項に関する事務を統括し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、知事が指定した者にあつては、庁議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
	部長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、庁議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
	局長	局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、庁議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
	副部長	部長を補佐し、担当する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、部局相互間の連絡調整に当たる。
	次長	局長を補佐し、担当する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、部局相互間の連絡調整に当たる。
出先機関	部長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
企業立地推進監	企業立地に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
建設検査長	建設工事の検査の実施に関する企画調整並びに調査及び研究等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
所長	所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副所長	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
センター長	センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
館長	館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
場長	場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
校長	学校の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副校長 教頭	校長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
学園長	学園の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
保健監	地域の保健衛生に関する事務を掌理し、当該事務に従事する所属職員

	員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課室相互間の連絡調整に当たる。
事務局長	担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務長	担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副センター長	センター長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
技術次長	担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副学園長	学園長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
看護部長	看護に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
班長	班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
看護長	看護に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
支所長	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
隊長	隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
チーフ	担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
地域支援企画員（総括）	産業づくりに関する事務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的業務に従事するほか、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
地域支援企画員	地域づくり支援課員駐在所に駐在し、産業づくりに関する事務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的業務に従事する。
事業調整主任	地域における事業の調整及び調査に関する技術に従事する。

調整主任	特定の事業の企画調整及び調査に関する事務又は技術に従事する。
企画監	高度な専門的政策の企画及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
職員健康推進監	職員の健康管理及び労働安全衛生に関し特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
地震防災指導監	南海地震その他の防災対策に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
会計指導監	会計事務の適正化に関する企画及び指導の事務に従事し、会計検査事務を総括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関し特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。
副参事	特に高度の専門的業務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。
プロジェクトマネージャー	担任のプロジェクトを掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
医務主任	医務に関する特に高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
専門研究員	特に高度の専門的試験研究に従事し、当該試験研究に従事する職員を指揮監督する。
森林土木技査	森林土木に関する工事の設計及び施行の査察等のうち特に高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
土木技査	土木に関する工事の設計及び施行の査察等のうち特に高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
建築技査	建築に関する工事の設計及び施行の査察等のうち特に高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
会計専門員	会計事務に関する高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する

	所属職員を指揮監督するほか、各出先機関の会計事務の指導に従事する。
研究企画員	研究開発に関する企画立案及び調整事務に従事する。
主任	高度の専門的業務又は技術に従事し、当該業務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
技査	建設工事の設計及び施行の査察その他高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
専門技術員	農作物の高度の技術及び知識の普及並びに指導等に関して広域で従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。
主幹	特定の事務又は技術に従事する。
主任研究員	専門的な試験研究に従事し、当該試験研究に従事する職員の指導に当たる。
専門普及指導員	農作物の特定品目に関する高度の技術及び知識の普及並びに指導等に従事する。
水産業普及指導員	水産業に関する技術及び知識の普及並びに指導等に従事する。
主査	高度の事務又は技術に従事する。
主事	事務に従事する。
技師	技術に従事する。
研究員	試験研究に従事する。
専門員	専門的な事務又は技術に従事する。

（技能職員の職及びその職務）

第302条 技能職員の職及びその職務は、次のとおりとする。

職名	職務
主任技師	高度の経験を要する技能の業務に従事する。
技師	経験を要する技能の業務に従事する。
専門員	専門的な技能の業務に従事する。

技能員	主任技師、技師及び専門員が従事する業務以外の業務に従事する。
-----	--------------------------------

（本庁に置く職員）

第303条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
部	部長 副部長 医監（健康政策部に限る。） 地域産業振興監（産業振興推進部に限る。） 企業立地推進監（商工労働部に限る。） 畜産振興監（農業振興部に限る。） 土木技術監（土木部に限る。） 建設検査長（土木部に限る。）
局	局長 次長
課	課長 課長補佐 チーフ（必要があると認める課に限る。）
室	室長 チーフ（必要があると認める室に限る。）
班	班長
係	係長
隊	隊長
チーム	チーム長 チーフ
職員厚生課	職員健康推進監
危機管理・防災課	危機管理指導監
南海地震対策課	地震防災指導監
県民生活・男女共同参画課	生活安全推進監
地域づくり支援課	地域支援企画員

農地・担い手対策課	小作主事
環境農業推進課	専門技術員
産地・流通支援課	プロジェクトマネージャー 専門技術員
林業改革課	林業普及指導員
漁業管理課	漁業監督吏員 船長 機関長 一等航海士 一等機関士
建設検査課	土木技査
建築指導課	建築主事
会計管理課	会計指導監 会計専門員

2 前項に定めるもののほか、本庁の組織に、必要に応じ理事、参事、副参事、企画監、専門企画員、森林土木技査、建築技査、主任、技査、主幹、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。

（出先機関に置く職員）

第304条 次の表の左欄に掲げる出先機関の組織に同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
所	所長
支所	支所長
館	館長
場	場長
学校	校長
学園	学園長
部	部長

室	室長
課	課長
班	班長
係	係長

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる出先機関に同表の右欄に掲げる職員を置く。

出先機関	職員
東京事務所	副所長 プロジェクトマネージャー
県税事務所	次長
消防学校	副校長
福祉保健所	保健監 次長 社会福祉主事
保健所	次長
衛生研究所	次長 技術次長
幡多看護専門学校	副校長 事務長
療育福祉センター	センター長 副センター長 事務局長 看護長
精神保健福祉センター	所長 次長
希望が丘学園	副学園長
高知県中央児童相談所	次長 児童虐待対応チーム長 児童福祉司

高知県幡多児童相談所	児童福祉司
消費生活センター	所長 次長
女性相談支援センター	所長 次長
大阪事務所	次長
工業技術センター	所長 次長 技術次長
紙産業技術センター	所長 次長
高知県立高知高等技術学校	副校長
高知県立中村高等技術学校	副校長
高知県安芸農業振興センター 高知県中央東農業振興センター	所長 次長 技術次長 事業調整主任 専門普及指導員 普及指導員
高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター 高知県幡多農業振興センター	所長 次長 技術次長 専門普及指導員 普及指導員
農業技術センター	所長 次長 技術次長
農業大学校	副校長 事務長
環境保全型畑作振興センター	所長
畜産試験場	次長

	技術次長 研究企画員
家畜保健衛生所	次長
森林技術センター	所長 次長 技術次長 研究企画員
林業事務所	次長 林業普及指導員
環境研究センター	所長 次長
内水面漁業センター	所長
水産試験場	次長 技術次長 研究企画員
漁業指導所	水産業普及指導員
高知県安芸土木事務所 高知県中央東土木事務所 高知県高知土木事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所	次長 技術次長 会計専門員
高知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県中央東土木事務所本山事務所 高知県中央西土木事務所越知事務所 高知県須崎土木事務所四万十町事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所	技術次長

3 前2項に定めるもののほか、出先機関の組織に、必要に応じ参事、副参事、専門研究員、チーフ、調整主任、主任、土木技査、技査、主幹、主任研究員、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。

（充て職）

第305条 次の表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、当該職以外の者が別に命ぜられた場合は、この限りでない。

職名	充てる職
福祉指導課の職員	高齢者福祉課、障害保健福祉課及び児童家庭課並びに教育委員会事務局幼保支援課の職員のうちから福祉指導課長が命じた者
用地対策課副参事	河川課長
東京事務所参事	各部の副部長又はこれに相当する職にある者のうちから各部ごとに知事が命じた者
東京事務所プロジェクトマネージャー	産地・流通支援課プロジェクトマネージャー
県税事務所（右欄の職員が属する県税事務所を除く。）の職員	税務課及び他の県税事務所の職員のうちから県税事務所長が命じた者
保健所の所長	福祉保健所の保健監
保健所の各職（所長を除く。）	保健所の名称に冠された字句を冠する福祉保健所の同一の職名の職（第143条第2項第6号から第9号までに掲げる事務に専ら従事する職員を除く。）
幡多看護専門学校長	高知県立幡多けんみん病院長
療育福祉センター副参事	高知県幡多児童相談所長
療育福祉センターの職員	高知県幡多児童相談所の職員
高知県中央児童相談所副参事	療育福祉センターのセンター長、副センター長及び事務局長
高知県中央児童相談所の職員	療育福祉センターの相談通園部長及び相談担当職員
消費生活センターの職員	危機管理・防災課チーフ（産業保安担当） 医事業務課チーフ（薬事指導担当） 食品・衛生課チーフ（食品保健担当） 環境農業推進課チーフ（研究安全管理担当） 住宅課チーフ（総務宅建担当） 計量検定所の職員

交通事故相談所長	県民生活・男女共同参画課長
交通事故相談所の職員	県民生活・男女共同参画課の職員のうちから交通事故相談所長が命じた者
大阪事務所プロジェクトマネージャー	産地・流通支援課プロジェクトマネージャー
病害虫防除所の職員	農業技術センター次長

第315条の表中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に、「地震・防災課」を「南海地震対策課」に、

高知県救急医療協議会	消防法第35条の8第1項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この項において「実施基準」という。）に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整、同条第3項の規定による関係行政機関に対する資料の提出その他の協力の求め並びに同条第4項の規定による実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する事項についての知事への意見の具申並びに高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則（平成22年高知県規則第39号）第2条の規定による救急医療体制の整備に関する研究等についての協議及び知事への意見の具申に関する事務	消防政策課 医療業務課
高知県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じての医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療業務課
高知県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医療業務課
高知県地方薬事審議会	薬事法第3条第1項の規定による薬事（医療機器に関する事項を含む。）に係る県の事務に関する重要事項に関する事項の調査審議に関する事務	医療業務課
高知県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項から第5項までの規定による麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否についての審査等に関する事務	医療業務課

を

高知県救急医療協議会	消防法第35条の8第1項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この項において「実施基準」という。）に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整、同条第3項の規定による関係行政機関に対する資料の提出その他の協力の求め並びに同条第4項の規定による実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する事項についての知事への意見の具申並びに高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則（平成22年高知県規則第39号）第2条の規定による救急医療体制の整備に関する研究等についての協議及び知事への意見の具申に関する事務	消防政策課 医療政策・医師確保課
高知県歯と口の健康づくり推進協議会	高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号）第13条第2項の規定による歯と口の健康づくりに関する基本計画に関する事項等についての調査審議及び知事への意見の具申に関する事務	健康長寿政策課
高知県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じた医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療政策・医師確保課
高知県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医療政策・医師確保課
高知県地方薬事審議会	薬事法第3条第1項の規定による薬事（医療機器に関する事項を含む。）に係る県の事務に関する重要事項の調査審議に関する事務	医事業務課
高知県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項から第5項までの規定による麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否についての審査等に関する事務	医事業務課

に、「流通支援課」を「地域農業推進課」に改め、第6章中同条を第306条とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 平成23年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

危機管理部危機管理課	危機管理部危機管理・防災課
危機管理部地震・防災課	危機管理部南海地震対策課
健康政策部医療業務課 健康政策部医師確保推進課	健康政策部医療政策・医師確保課
農業振興部産地づくり課	農業振興部産地・流通支援課
農業振興部流通支援課	農業振興部地域農業推進課

（附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正）

- 附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、精神保健指定医及び県立大学の講師」を「及び精神保健指定医」に改める。
第4条を削る。

別表中

「
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
」

を

「
公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
歯と口の健康づくり推進協議会委員
」

に改める。

（高知県損害賠償等審査会規則の一部改正）

- 高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「高知県総務部法務課チーフ（訴訟担当）、行政管理課チーフ（行政管理担当）、財政課チーフ（決算・調査担当）」を「高知県総務部法務課チーフ（訴訟担当）、行政管理課チーフ（行政管理担当）、財政課チーフ（公債・基金担当）」に改める。

（高知県職員被服貸与規則の一部改正）

- 高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に改める。

（高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正）

- 高知県防災行政無線電話施設管理規則（昭和52年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「高知県危機管理部危機管理課長」を「高知県危機管理部危機管理・防災課長」に改める。

別表陸上移動局の項中「（高知県危機管理部危機管理課）」を「（高知県危機管理部危機管理・防災課）」に改める。

（高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正）

- 高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則（平成22年高知県規則第39号）の一部を次

のように改正する。

第9条中「高知県危機管理部消防政策課及び健康政策部医療業務課」を「高知県危機管理部消防政策課及び健康政策部医療政策・医師確保課」に改める。

訓 令

高知県訓令第6号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県公印規程の一部改正）

第1条 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事印の項及び部長印の項中「危機管理部危機管理課長」を「危機管理部危機管理・防災課長」に、「文化生活部資源・エネルギー課長」を「文化生活部文化・国際課長」に改め、同表県立大学印の項、県立大学長印の項、県立大学学部印の項、県立大学学部長印の項、県立大学大学院研究科印の項、県立大学大学院研究科長印の項、県立大学総合情報センター印の項及び県立大学総合情報センター長印の項を削る。

（高知県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第2条 高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「高知女子大学」を削る。

（麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程の一部改正）

第3条 麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程（昭和30年2月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

健康政策部医事業務課

（麻薬取締員証規程の一部改正）

第4条 麻薬取締員証規程（平成15年9月高知県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

健康政策部医事業務課

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

第5条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表幹事の項中「危機管理部危機管理課長」を「危機管理部危機管理・防災課長」に、「危機管理部地震・防災課長」を「危機管理部南海地震対策課長」に、「健康政策部医療業務課長」を「健康政策部医事業務課長」に改める。

（高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

第6条 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「危機管理部危機管理課長」を「危機管理部危機管理・防災課長」に、「文化生活部資源・エネルギー課長」を「文化生活部文化・国際課長」に改める。

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第7条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「危機管理部危機管理課長」を「危機管理部危機管理・防災課長」に、「健康政策部医療業務課長」を「健康政策部医事業務課長」に、「農業振興部流通支援課長」を「農業振興部地域農業推進課長」に改める。

（高知県公共補償等審査会規程の一部改正）

第8条 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「文化生活部資源・エネルギー課長」を「文化生活部文化・国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。